

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 パブリックヘルスリサーチセンターという。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を東京都新宿区西早稲田1丁目1番7号に置く。

2 この法人の従たる事務所を次に置く。

札幌市中央区南1条西6丁目11番

大阪市西区西本町1丁目3番15号

福岡県大野城市川久保一丁目3番地8

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

(目 的)

第4条 この法人は、ストレスが心身の健康に及ぼす影響に関する研究並びに生命医学に関する研究及びその支援を行うとともに、それらの成果を国民の疾病予防及び健康増進に反映させることにより国民保健の維持向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ストレスが心身の健康に及ぼす影響に関する調査研究及びその助成
- (2) 生命医学に関する調査研究及びその支援
- (3) 前2号の調査研究の成果の疾病予防及び健康増進への活用に関する調査研究及びその助成
- (4) 前3号の調査研究の成果に基づく関係従事者に対する研修
- (5) ストレスが心身の健康に及ぼす影響に関する一般国民に対する普及啓発活動
- (6) 第1号から第3号までの調査研究に関する国際交流
- (7) 第1号及び第3号（第1号に係る部分に限る。）の調査研究のためのストレス科学研究所及び同附属診療所並びに相談所の設置及び運営
- (8) 第1号の成果に基づく健康増進のための各種検診、健康度測定の実施及び健康指導
- (9) 第1号及び第3号から第8号まで（第3号、第4号、第6号及び第7号については、第1号に係る部分に限る。）の事業を行うためのストレス科学研究所附属健康増進センター（診療所並びに健康増進施設を含む。）の設置及び運営
- (10) 第2号から第4号まで及び第6号（第3号、第4号及び第6号については、第2号に係る部分に限る。）の事業を行うための先端生命科学研究所の設置及び運営

- (11) その他この法人の目的達成のために必要な事業
2 この法人の事業により実施した調査研究の成果は、これを公表する。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 賛助会費
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第7条 財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初基本財産として財産目録に記載された財産
- (2) 基本財産とする旨指定して寄附された財産
- (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に委託し、又は国債、公債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数の4分の3以上の議決による同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部又は一部を担保に供することができる。

(法人の経費)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決による同意を経て、毎会計年度開始前に厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出を行うことができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第13条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決による同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決による同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第15条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決による同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、評議員及び参与

(役員の種類)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上19名以内

理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、2名を常務理事とする。

(2) 監事 2名

(役員を選任及び異動)

第18条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

- 4 理事1名と親族その他特殊な関係ある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊な関係ある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また各監事は相互に親族その他特殊な関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長の定めた順位により、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、民法第59条に定める職務のほか、財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は評議員会に報告するとともに、この報告を行うため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第4章の規定にかかわらず、理事会又は評議員会を招集する。

(役員任期)

第20条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員は次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の場合、理事会及び評議員会において議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第22条 役員は無給とする。ただし、常勤役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員)

第23条 この法人に評議員を置く。

2 評議員の数は、25名以上30名以内とする。

(評議員の委嘱)

第24条 評議員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 第20条から第22条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、第20条から第22条中の規定で「役員」とあるのは「評議員」と、読み替えるものとする。

3 評議員には役員のうち1人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

(参 与)

第25条 この法人に参与若干名置くことができる。

2 参与は、理事長が委嘱する。

3 参与は、この法人の運営につき理事長の相談に応じ、助言する。

4 参与は無給とする。ただし、費用を弁償することができる。

第4章 会 議

(種別及び構成)

第26条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

2 理事会は、理事をもって構成し、評議員会は、評議員をもって構成する。

(権 能)

第27条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、理事会からの業務の執行に関する諮問事項について審議し、助言する。

(招 集)

第28条 会議は、理事長が招集する。

2 会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、毎年2回これを招集する。

4 臨時会は、次の各号に掲げる場合に招集する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 当該会議又は他の会議の構成員現在数の3分の1以上の構成員から会議の目的たる事項を示した書面をもって請求があった場合

5 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及

び場所を示してあらかじめ書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長とする。

2 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(定足数)

第 30 条 会議は、構成員現在数の 3 分の 2 以上の者の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 31 条 会議の議事は、この寄附行為で別に定める場合を除き、構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第 32 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の場合において、前 2 条の規定の適用については、書面による表決者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 33 条 会議を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の数及び氏名（書面表決者については、その旨を記載すること）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほかその会議に出席した構成員のなかからその会議で選出された議事録署名人 2 名以上が署名捺印しなければならない。

第 5 章 委 員 会

(委員会及び委員)

第 34 条 この法人は、理事会の議決を経て専門事項を調査審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事長が理事会の同意を得て、委嘱する。

3 委員会及び委員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第6章 事務局

(設置)

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の同意を得て定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第36条 この法人の事務所は、民法第51条に規定するもののほか次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 資産台帳及び負債台帳
 - (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (5) 会議の議事に関する書類
 - (6) 庶務日誌
 - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前号の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第4号の書類及び帳簿については10年、同項第6号の書類については、1年を経過した後はこの限りではない。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか理事会及び評議員会において、それぞれ構成員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を受けて解散することができる。

- 2 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(委 任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1. この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
2. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、発起人代表者の定めるところによる。
3. この法人の設立初年度の会計年度は第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和59年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の役員は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、発起人代表者の定めるところとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、昭和60年3月31日までとする。

昭和59年1月17日 設立許可
昭和59年2月2日 設立登記

寄附行為変更

昭和59年8月25日 寄附行為一部改正（第5条第6号）
昭和60年7月8日 寄附行為一部改正（第17条第1号）
昭和62年5月29日 寄附行為一部改正（第5条第6号、2）（第13条）
（第18条第4項第5号）（第23条第1項、第2項）（第24条第2項）
（第31条）（第32条見出し、第1項、第2項）（第32条の2条追加）
（第33条第3号）（第38条第2項）
昭和63年5月18日 寄附行為一部改正（第2条第1項）
平成3年2月19日 寄附行為一部改正（第2条第2項追加）（第5条(7)、(8)追加）
（第24条第3項追加）
平成5年3月5日 寄附行為一部改正（第5条第6号一部削除）
平成5年7月26日 寄附行為一部改正（第2条第1項）
平成6年9月14日 寄附行為一部改正（第2条第2項一部）
平成8年2月5日 寄附行為一部改正（第2条第2項一部）
平成8年9月9日 寄附行為一部改正（第2条第1項）
平成11年8月12日 寄附行為一部改正（第2条第2項一部）
（第6条見出し、第1項一部、第1項第4号）
（第7条見出し、第1項一部）（第8条見出し、第1項一部）
（第9条第1項一部追加）（第11条第1項一部追加、第2項削除）
（第12条第1項一部）（第13条第1項一部）（第14条一部）
（第15条一部）（第17条第1号）（第18条第1項一部）
（第19条第5項一部）（第21条第1項一部、第2項一部）
（第22条第1項、第2項、第3項追加）（第23条第2項一部）
（第24条第2項一部）（第25条第4項追加）
（第28条第4項第3号一部）（第32条第2項削除）
（第34条第1項一部）（第38条第1項一部、第2項一部）
平成13年12月18日 寄付行為一部改正（第2条第1項）（第9条第1項）
（第11条第1項）（第13条第1項）（第14条第1項）
（第15条第1項）（第18条第6項、第7項）（第37条第1項）
（第38条第1項、第2項）
平成15年5月30日 寄附行為一部改正（第11条）（第13条2項削除）
平成16年8月5日 寄附行為一部改正（第4条）（第5条第2号）（第5条第3号）
（第5条第4号）（第5条第5号）（第5条第6号）（第5条第7号）
（第5条第8号）（第5条第9号）（第5条第10号）（第5条第11号）
平成19年6月 寄附行為一部改正（第2条第1項）